

大阪第2 検察審査会 令和4年（申立）第1号審査事件

申立人 中畠哲演外1337名

補充書1

(報酬減額分の補填について)

大阪第2 検察審査会 御中

令和4年（2022年）2月25日

申立人ら代理人弁護士 河 合 弘 之

同弁護士 加 納 雄 二

ほか

本件報酬減額分の補填について、関電の株主として長年にわたって関電を見続けてきた一市民からの批判の声をお伝えします。

目次

1	電気料金値上げ認可申請の審議で関電は役員報酬の減額に抵抗	2
(1)	原発事故後の1回目の電気料金値上げ—1800万円／人が適当と査定	2
(2)	原発事故後の2回目の電気料金値上げ—役員報酬減額に抵抗	3
ア	2015年1月21日 第20回電気料金審査専門小委員会	3
イ	2015年2月2日 第21回電気料金審査専門小委員会	5
ウ	2015年3月24日 第23回電気料金審査専門小委員会	6
エ	2015年4月10日 第24回電気料金審査専門小委員会	8

オ	2015年4月21日 第25回電気料金審査専門小委員会.....	9
2	金貨が入った菓子折り、減額分の補填方針の決定	11
3	原発を適合性審査に合格させる一方で担当社員が自死	11
4	結語	12

====氏は、関電の株主として長年にわたって関電の株主総会に出席するなど関電の経営を監視してきました。同氏は、次のとおり指摘します。

1 電気料金値上げ認可申請の審議で関電は役員報酬の減額に抵抗

(1) 原発事故後の1回目の電気料金値上げ—1800万円／人が適当と査定

福島第一原発事故後の2012年（平成24年）に、関電は、同原発事故を受けて停止している原発の稼働が見通せないことを理由として、1回目の電気料金の値上げを申請しました。この申請は、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）の3年間の電気料金についての値上げ申請です（甲58・3頁）。電気料金値上げ認可申請の審議を担当する、経済産業省の電気料金審査専門小委員会は、計10回開催され、うち1回は広く一般の意見を聴取するため、大阪で公聴会が開かれました。

公聴会では、

「福島の事故は深刻であり、16万人が避難。日本列島には活断層が縦横に走っており、原発に頼っていくことは困難な状況」（甲58・101頁）

「原発政策を進めてきた関電の役員たちの高額な給料を下げるべき」（甲58・102頁）

「今回の値上げ申請は、燃料費の高騰ではなく、原発依存を進めた独占企業の利益第一主義の結果であり、経営陣の失敗によるものである。赤字のツケは消費者ではなく、自ら最大限努力して解決すべき」（甲58・106頁）

等の意見が出されました。

これらの審議を経て、関電の役員報酬は国家公務員の指定職の給与水準と同レベルの1800万円とすることが適当であるとされ（甲58・10頁、同11頁、同17頁）、関電は電気料金値上げ申請について認可を受けました。すなわち、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）の3年間の平均で、役員報酬を年間1800万円／人に減額することとして値上げの認可を受けていました。

(2) 原発事故後の2回目の電気料金値上げ—役員報酬減額に抵抗

その後、2014年（平成27年）に、関電は、福島第一原発事故後の2回目の電気料金の値上げを申請しました。

これを審議する同委員会で、関電は、役員報酬について、1回目の査定水準である年間1800万円／人を3年間平均で達成するところまで役員報酬を減額することができておらず、委員から厳しく追及されていました。

しかし、関電は、役員報酬を3年間平均で1800万円／人に減額することを頑なに拒み、経営全般の効率化によって1800万円まで減額するところまで足りていない差額を賄う旨を主張し、役員報酬の減額にしぶとく抵抗していました。

私はこのような経過を知っていたので、このたび役員報酬減額分の補填が明らかになって、関電経営陣は、自分たちの報酬の確保に固執する姿勢を改めることなく、陰でこっそりと減額分の補填までしていたのかと驚き、呆れました。

委員から厳しく追及されていた経過、関電の抵抗の様子は、以下のとおりです。

ア 2015年1月21日 第20回電気料金審査専門小委員会

2015年（平成27年）1月21日、関電の2回目の値上げを審議する、最初の委員会には八木誠社長（当時）、岩根茂樹副社長（当時）が出席

しました。

役員報酬について、八木社長は、次のとおり、2015年（平成27年）1月になってようやく前回の査定水準である1800万円／人に減額するようになった旨を述べました。

「前回のときには3カ年の平均、効率化計画プラス査定分の合計額を経営全般にわたる努力で吸収するというので、経営効率化に努めてまいったわけでございます。社内役員では平均60%減額の2100万円としておりましたが、今般の厳しい経営状況を鑑みまして、本年1月からさらに5%深掘りし、現在は平均65%、1800万円としております」（甲59・19頁、下線は代理人によります。以下同じです。）

これに対して松村敏弘委員（東京大学社会科学研究所教授）から、次のとおり、2013年（平成25年）から3年間平均で1800万円／人という査定水準を達成するはずが、2015年（平成27年）1月から1800万円／人としたのでは、前回の電気料金値上げ時の査定水準を達成できないのではないかと当然の指摘がなされました。

「1月から役員報酬に関しては少なくとも査定された水準に持っていくということを言われたわけですが、しかし、ということは、これまでは余分に払っていたということですよ。そうすると、3年平均で査定したわけですから、3年の各年度でこぼこはあったとしても3年で帳尻を合わせてくれるということがあれば査定的水準を達成したということになるのでしょうが、今まで半分以上の期間にわたって達成していなくて、これから単年度ベースで戻します。だとすると、未達になること必定。当然それは、1月には暫定的にそうしたけれども4月以降にさらに下げて、結局3年平均で1800万になるようにしてくださるのだろうと思っています。それに対してイエスであれば、この後回答不要ですが、イエスでなければ社長からご回答をお願いします。消費者に対して懇切丁寧に説明するとい

うことをさっき言われたわけです。他の未達については自分たちの意思だけではどうしようもないというようなことはあるかもしれないけれど、役員報酬なんて自分たちの意思ですぐにできること。それを未達のまま放置するということをおきながら、消費者に対して懇切丁寧に説明することとどれぐらいコンシステントなのかということを消費者は見きわめられると思いますので、もしそのような覚悟でなければ、次回以降社長はご出席ならないと思いますので、社長がご出席になっている今回、回答をお願いします」(甲59・38頁)

これに対して八木社長は、次のとおり、1800万円に減額するに足りていない額(2100万円と1800万円の差額分)を賄うために役員報酬を減額すると受け取れる回答をしました。

「役員報酬につきましては前回65%削減、社内役員1人当たり平均2100万円、これは実際実施しております。27年の1月から既に1人当たり1800万円、さらに5%切り込んで65%(議事録まま)、これは現在実施しております。この差額は年額で5000万円程度になります。1年間、この2100万と1800万のいわゆる社内役員の総額でいくと5000万でございますので、今のご指摘に対して、この効率化を織り込めというご趣旨でございますので、これは織り込んでまいります」(甲59・40頁)

イ 2015年2月2日 第21回電気料金審査専門小委員会

ところが、2015年(平成27年)2月2日に行われた委員会において、関電は、役員報酬について、査定水準である3年間平均1800万円/人の未達成の額(1800万円の査定水準のところを2100万円としていた差額分)を、役員報酬の減額で賄うのではなく、経営全般の効率化で差額分を賄うことを明らかにしました(甲60・4頁)。

これに対して、松村委員は、「(引用者注：前回の委員会で八木社長は、)

役員報酬は、私の記憶では、3年間で未達にならないようにするとはっきりおっしゃったと思い込んでいたのですが「一体どうなっているのか、とびつくりしました。」(甲60・18頁、同19頁)と当然の指摘をしました。

これに対して、岩根副社長は、前回委員会での八木社長の発言は経営全般の効率化で差額分を賄うという発言であったと回答しました(甲60・20頁、同21頁)。つまり、前回の査定水準に足りていない額(差額分)を役員報酬の減額で賄うことはしないと回答したのです。

オブザーバーの河野康子氏(全国消費者団体連絡会事務局長)は、関電は「徹底的」、「聖域を設けない」深掘りをすると何度も述べる一方で、役員報酬を前回の査定水準まで減額せず、経営全般の効率化で差額分を賄うと述べることについて、全体の数字合わせができれば、それで本当に「徹底的な」効率化ができたと関電は考えているのか、利用者側からすると納得がいかない旨の追及をしました(甲60・16頁)。

この指摘について、岩根副社長は、その場で回答することはできませんでした(甲60・17頁、同18頁)。

ウ 2015年3月24日 第23回電気料金審査専門小委員会

2015年3月24日の委員会では、冒頭で、2015年3月3日に行われた公聴会の報告がなされました。

公聴会では、

「役員報酬は1800万になると聞いていたが、今回聞くと平均2100万で1800万円になっていなかった。前回の査定は何だったのか。査定結果は法的拘束力を持たないとはいえ、消費者に負担を強いておきながら、守られていなかったと聞いて驚いた。」(甲61・4頁)

「前回値上げの際に役員報酬を平均1800万円にすると表明しながら、この水準まで下げたのは今年1月からということで実質実施されておらず、消費者をだましていた。役員の給与、人員削減、過剰な広告費など無

駄の排除等、企業努力を行う必要がある。今のままでは、関西電力はみずからの経営のツケを値上げにより消費者に負担させている。」（甲61・6頁）

「関電は真剣に赤字の責任を受け止めているのか、値上げ回避のための努力を尽くしていると言い切れるのか疑問。今回は自助努力の及ばない値上げで経営者に責任はないと考えているのではないか。その象徴が役員報酬である。1月から査定水準まで引き下げ、3年間の経営効率化全体の合計額では達成するというが、消費者が求めているのは電気料金の引き下げのために経営効率化をして欲しいのであって、役員報酬を払うために経営効率化して欲しいわけではない。役員報酬は3年間の合計額で査定水準よりも引き下げるのが当然である。」（甲61・14頁）

等の意見が出されました。

辰巳菊子委員（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）は、公聴会での意見について「その根底には、関西電力さんが赤字を減らすための経営努力をしているという姿勢や成果が見えないのに、電気料金値上げをするということは絶対に許せないというふうなお話で、私自身も納得できるようなところも多々ありました。」（甲62・5頁）と関電の努力不足を指摘しました。

そして、辰巳委員から「公聴会でやっぱり大勢の方が言っておられた効率化の深掘りの中での人件費の件なんですね。」「3年平均で下げるといってお話と、今年度だけで過去の2年間の分に関してはそのままというお話なんですけれども、ここのところはもう少し、皆様、需要家の方に対しての説明上、一番見えるというか、目立つ場所でもあるような気がするので、何らかの形でご対応いただけないか」（甲62・15頁）との指摘がなされました。

これに対して、岩根副社長は、従来の関電の主張（差額は、役員報酬の

減額ではなく、経営全般の効率化で賄う。)を繰り返すだけで、公聴会での意見・辰巳委員の質問には答えませんでした(甲62・16頁)。

これを受けて、松村委員は、

「役員報酬に関しては、もはや3年平均で達成する気がないことは、もうこれ以上明確にしようがないほど明確に出していただいた。…公聴会でこれだけ非難を受けたにもかかわらず、なお今日こういう資料を出してきて、3年平均で達成する気はないということを文書で出し、更にもう一回ダメ押しで口頭でも回答いただいた。ここまで消費者の声を無視して、かたくなに役員報酬を守ろうとする関電に対して、この委員会では役員給与幾らにせよということとは言えないので、もうこの委員会ではできないことはないと思います。

いずれにせよ、聖域なき費用削減の努力によって自己資本の毀損を防ぐように最大限の努力をしてきたというのが、いかに説得力がないかは、もう明らか。もうこれ以上追及しても、我々としてはどうしようもない。」

(甲62・18頁)

と電気料金の値上げを求める一方で、自分たちの役員報酬を査定水準まで減額することには応じず消費者の声を無視する関電を厳しく批判しました。

エ 2015年4月10日 第24回電気料金審査専門小委員会

この委員会で、関電は、「「論点に対する当社の考え」について」と題する資料(甲63)を提出しました。しかし、同資料には、「はじめに」で「事業者が最大限努力したとしても達成不能な効率化…は、適切な効率化ではありません。」「仮に、上記のような合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なくなりますが、これは効率化額の評価において、査定項目について費目別の達成が求められていることとも矛盾します。」(甲63・スライド4)等とあり、関電が3年間で1800万円/人という前回値上げ時の査定水準が不合理で

あると考えていることが分かります。同資料には、役員報酬減額の未達分への対応策の説明がなされていませんでした。

辰巳委員は、「経営効率化のところなんですけれども、やっぱり私はとても気になっておりました、今回お出しになった資料の中でもトータルでしか書かれて…トータルでしかないから、まあいいかというふうに見えちゃうんですけれども、国民の声等で指摘の多かったところに関して、前回の委員会でもそれ以上変化ないというようなお話のように思えたんですけれども、やっぱりお客様に納得いただくようなご説明が、…そこら辺のご説明がないといけないんじゃないかなというふうに思っております、とても曖昧なままだったというふうに思っております。今までのこの委員会でのご説明においてもですね。だから、やっぱりそれは納得いただくという視点から、未達に関してのところは、もう少しきちんにご説明がほしいというふうに思っております。」(甲64・20頁)と述べ、役員報酬が前回の査定水準に達していないことについて関電に納得のいく説明を求めました。

しかし、岩根副社長は、この求めを黙殺し、何ら回答しませんでした(甲64・21頁、同22頁)。

松村委員は、「(引用者注：役員報酬の減額は、) 関電の感覚では余程安定供給に悪影響を与えるのでしょうか。」「この後のところも、「(引用者注：関電が) できない」ということに関しては、関電はそう判断されている、でも事実かどうかはわからない、という前提で議論していくべきだと思います。」

(甲64・23頁)と痛烈に批判しました。

これに対して、岩根副社長は何も反論できませんでした。

オ 2015年4月21日 第25回電気料金審査専門小委員会

2015年4月21日の委員会では、オブザーバーの飯田秀男氏(全大阪消費者団体連絡会事務局長)は、前回の関電の資料(「論点に対する当社の考え」について)と題する資料に「釈然としない思いが残った」(甲6

5・14頁)として、「関西電力の見解に沿って考えますと、「合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得ない」という事案に相当するので、役員報酬は2年前の査定に従わず、3カ年の査定額と実績との差額を他の費用の効率化によって賄うとした」とすると、では「合理性を欠く査定」の根拠は何なのかということに考えが及んでしまうということになるわけですが、関西電力の見解を伺いたいというのが私の趣旨であります。」(甲65・15頁、同16頁)と述べ、役員報酬減額について前回の査定案は合理性を欠くと関電が考えた根拠を質問しました。

しかし、岩根副社長は、関電の従来の主張を繰り返すだけで、質問へは何も回答しませんでした(甲65・16頁)。

辰巳委員からも、役員報酬が前回の査定水準を達成できていないことに「納得できていない」旨の率直な意見が出されました(甲65・18頁)。

松村委員からも、「経営報酬というのも役所の幹部並みにするなどというのは経営判断上絶対にできないことであり、不可能なことであり、極めて困難なことだということ、そういう判断をしている会社であり、したがって、不可能だとか、できないだとか、極めて難しいだとかというのは、そういう程度の意味しかないのだということ全国民に知らせてくれたのは意味があること。」等と的確な批判がなされました(甲65・33頁)。

この日の委員会では、査定方針案(甲66)がとりまとめられました。

とりまとめられた査定方針案には、「検討の結果」として「コスト削減において依然として一部未達となっていること、役員報酬の削減や保有資産の売却等を求める意見が多いこと等も踏まえつつ、需要家の料金負担を軽減する具体的な方策を明らかにし、それを確実に実施することを求める。」とされました(甲66・スライド22、甲65・4頁)。

2 金貨が入った菓子折り、減額分の補填方針の決定

2015年（平成27年）の3月決算は4期連続の赤字でしたが、2回目の電気料金値上げのおかげで翌2016年の3月決算はようやく黒字になりました（甲67）。

2016年（平成28年）6月の株主総会で、森詳介会長は退任し、新たに会長には八木誠、社長には岩根茂樹が就任しました（甲68）。

森山から岩根新社長（当時）に金貨が入った菓子折が社長就任祝いとして贈られました（甲69）。

そして関電経営陣は、2017年（平成29年）8月に電気料金を値下げするよりも先に、2016年（平成28年）4月20日に、減額した取締役報酬の補填方針を決めたのです（甲37・22頁）。

3 原発を適合性審査に合格させる一方で担当社員が自死

2016年（平成28年）4月20日には、関電は、高浜原発1号機から4号機について、原子力規制委員会適合性審査¹を経て、（設置変更）許可を得ました（甲70）。

同じ日の朝、関電の社員が、東京のホテルで自死しました。同社員は、高浜原発1、2号機の適合性審査に提出する資料作成に携わっていました（甲71）。

関電は、原子力規制委員会から、適合性審査を受ける原発の優先順位をつけるようにと指摘されても、優先順位を付けずに、高浜原発、大飯原発、美浜原発の設置変更許可申請をし、適合性審査を強引に推し進めました（甲72）。特に運転開始から40年を超える老朽原発である高浜原発1、2号機の運転延長については、同年7月7日までに運転延長の認可を受けなければ廃炉になる可能性があ

¹ 適合性審査とは、原発が、福島第一原発事故を受けて新たに策定された基準（いわゆる「新規制基準」）に適合しているかを審査するものをいいます。

原子力規制委員会が、各電力会社からの（原発の設置変更）許可申請を受けて、適合性審査を担当します。

りました（甲71）。この原発の資料作成に携わっていた同社員は、最大月200時間もの極めて長時間の残業、4月は亡くなる前日19日までに150時間もの極めて長時間の残業をしていました。同社員の自死は、過労死として労災認定されました（甲71）。

4 結語

私は、株主総会で関電による原発の安全軽視、原発の再稼働優先の経営方針に問題があると追及してきました。しかし、関電経営陣は聞く耳を持ちませんでした。社員が過労死するまで働かせてまで、原発の再稼働を優先しました。

また、電気料金審査専門小委員会でも、上記のとおり、役員報酬を査定水準まで減額するように市民や委員から何度言われても、関電経営陣は頑なに役員報酬の減額をしませんでした。

今回、あれほど電気料金審査専門小委員会で査定水準まで減額するように何度も指摘を受け、公聴会でも市民から繰り返し指摘を受けていた役員報酬について、その減額分をこっそり補填していたことを知って、関電経営陣が優先したのは自分たちの報酬だったのかと情けなくなりました。

検察審査会のみなさまには、関電経営陣の刑事責任をきちんと問うてほしいと思っています。

以上